

平成二十九年六月二十日受領
答弁第三九一号

内閣衆質一九三第三九一号

平成二十九年六月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員井坂信彦君提出釜山総領事更迭に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出釜山総領事更迭に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「過去五年間で、およそ一年で交代した事例」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、平成二十九年六月十四日現在で、過去五年間に在外公館長であつた者でその在任期間が一年半未満であつたものは二十一人である。

二及び三について

御指摘の「更迭」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家公務員の人事異動については、各任命権者が、多岐にわたる行政課題や業務の繁閑への的確な対応、職員の能力及び適性、人事管理上の必要性等を総合的に勘案し、必要であると判断した場合に随時実施するものである。個別の人事に関する事項については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。